

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年 1月20日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長 國 弘 実

1. 一般競争入札に付する事項：物品の購入及び役務の提供等

- (1) 購入等件名及び数量 中国四国農政局行政情報システム保守業務
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 期 間 平成24年4月1日から平成25年3月31日
- (4) 履 行 場 所 中国四国農政局
- (5) 入 札 方 法

入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提案に係る機能等を記載した書類をもって申し込むこと。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において「A」又は「B」並びに「C」の等級に格付され、営業品目「電子計算機類」及び「建物管理等各種保守管理」又は「その他」に登録されている者であること。
- (3) 物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (5) 中国四国農政局長から中国四国農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年9月16日付け15中総第568号（経））に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
中国四国農政局総務部会計課国有財産管理・調達室 調達第1係
電話 086-224-4511 内線2263
- (2) 入札説明書の交付方法
上記3(1)の交付場所において、平成24年1月20日から平成24年2月20日までの間（閉庁日を除く8時30分～17時15分）に交付する。
なお、入札説明書の示す仕様書は、財団法人日本情報処理開発協会のISMS認証基準（Ver2.0）によるISMS認証取得事業者、JIS Q 27001(ISO/IEC27001)認証取得事業者又は、

財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかに適合し、かつ国際標準機構のISO9001（認定範囲「33情報技術」、登録範囲「情報通信システム」に係る内容）を取得していることが確認できる者についてのみ配付するので、その資格を有する証書の写しを持参すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所
実施しない

(4) 入札書及び提案書の提出場所及び受領期限

場所 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
中国四国農政局総務部会計課
国有財産管理・調達室 調達第1係

日時 平成24年 2月21日 17時まで
(郵送する場合には、受領期限までに書留で必着のこと)

(5) 開札の場所及び日時

場所 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
中国四国農政局入札室

日時 平成24年 3月 1日 11時00分

4. 機能審査

入札説明書に基づいて作成した機能証明書を支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たした者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

5. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に、保守体制の内容を証明した書類、機能審査のための書類及び「平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）」「物品の販売」及び「役務の提供等」における資格審査結果通知書の写しを添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該書類に関し、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出する入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した調達内容を完全に履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

(7) 詳細は、入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当局のホームページ（<http://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/index.html>）をご覧ください。